

## 令和4年第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日（水） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎2階会議室
3. 出席委員 9名  
安田鷹嗣 木村良一 齋藤英次 田代和弘 境 良一  
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 3名  
中村英子 谷山次則 松下清史
5. 議事録署名者指名 境良一 議長  
議事録署名委員 太田委員 加悦委員
6. 議 事
  - (1) 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議題第26号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第28号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第9号 農地の許可不要届の報告について

事務局 只今から令和4年第8回の総会を開催いたします。総会に入ります前に、事務局長の上村が都合により欠席ですので、代わって進行させていただきます。本日は、中村委員、谷山委員、松下委員3名がご欠席ですが、定数の過半数以上の出席を頂いていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 コロナ感染者が4,000人を突破し、いつ何時ふりかかってもおかしくありませんが、感染対策に気を付けていただくようお願いします。先日農業新聞から3名で宇土市に来られましたが、宇土市の加入者が低い状況となっています。認定農家の方にお問い合わせする等各地区の委員に御協力をお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、太田委員さんと加悦委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は谷山委員ですが、本日はご欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は2ページです。申請地までの通作距離は約1km、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は、米・たばこになり、3条の要件は満たしているものと思われま。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案第25号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第26号、「農地法第4条の規定による許可申請審議について」

を議題といたします。申請番号1番について確認委員の鎌賀副会長から説明をお願いします。

鎌賀副会長 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。以前は問題がありましたが、解消し、特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は、4ページです。申請人は、網津町に居住する個人であり、経営する建設会社の資材置場が不足していたため、隣接に建築現場が多数ある申請地が、資材の運搬に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、すでに資材置場として造成してあり、転用の手続きが必要であるとは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と見られますが、近隣の集落に接続して設置されるという不許可の例外規定に該当すると思われます。代替地も検討されていますが、ほかに購入できる土地がなかったことから、転用見込みはあると考えます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。以上、議案第26号について1件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第27号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。それでは申請番号1番について、確認委員は中村委員ですが、本日はご欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は8ページです。申請人は、熊本市東区に本店を置き、食料品の販売等を営む法人です。宇土市街地周辺において店舗用地を探していたところ、申請地は住宅密集地に近く、周辺の道路状況及び同一店舗がないことなどから集客が見込めると考

え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで申請番号1番については承認をいたします。次に申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、宇城市小川町に居住する個人で、現在は実家で両親と同居していますが、交通や緊急車両の面で不安があり、新たに両親とともに居住できる家の新築を予定していたところ、申請地は交通の面及び医療施設面で便利の良い場所と考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は500㎡を超えていますが、面積や土地の形状から、分筆した残地を農地として活用することは難しいこと、個人住宅のほか、所有する小型船舶置場、家庭菜園としても使用予定である旨の上申書の提出がありました。申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に、くまもと診療病院、近藤クリニックがあるため、第3種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで申請番号2番については承認をいたします。次に申請番号3番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は10ページです。申請人は、松山町にあるアパートに居住していますが、子どもの成長等により現在の住居では手狭になると考え、住宅を新築する計画をたてたところ、申請地は閑静で住宅の建築に適しており、周辺の農地に悪影響を与えることもないと思ひ、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると判断しました。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしとすることで申請番号3番については承認をいたします。次に申請番号4番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、八代市で不動産業等を営む法人であり、申請地は、近隣に保育園、小学校、病院、郵便局等の生活インフラが充実しており、住環境に適した地域であると考え、今回の転用申請となりました。申請地は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に、花園幼稚園、花園小学校があるため、第3種農地と思われます。以上で

す。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで申請番号4番については承認をいたします。次に申請番号5番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号5番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は12ページです。申請人は、熊本市北区にあるアパートに居住していますが、家族の安定した生活を保つため、住宅を新築する計画をたてたところ、申請地は商業施設が近く生活のうえで利便性がよく、近隣に両親の自宅があることから居住に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号5番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで申請番号5番については承認をいたします。次に申請番号6番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号6番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 6 番について説明いたします。地図は 13 ページです。申請人は、熊本市南区に居住している個人で、子どもの成長に伴い、現在のアパートでは手狭になってきたため、マイホームを建築する計画をたてたところ、申請地は市道に面しており交通の便もよく、近隣に両親の自宅があることから居住に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第 1 種農地、第 2 種農地の 1 及び第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしとすることで申請番号 6 番については承認をいたします。次に申請番号 7 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号 7 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 7 番について説明いたします。地図は 14 ページです。申請人は、境目町に居住している個人で、運営するカルチャー教室の駐車場が不足していたため、新たに駐車場とする土地を探していたところ、申請地はカルチャー教室の道向かいに位置しており、駐車場として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、平成元年 4 月頃より空き地となっていたため、すでに駐車場として使用していたため、始末書添付の案件です。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第 3 種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 7 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしと言うことで申請番号7番については承認をいたします。次に申請番号8番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号8番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号8番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、境目町にあるアパートに居住している個人で、マイホームを建てる候補地を探していたところ、申請地は、父親が所有する土地であり、使用貸借することに同意が得られたため、また、実家に隣接しており利便性がよいことから居住に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号8番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしと言うことで申請番号8番については承認をいたします。次に申請番号9番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号9番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号9番について説明いたします。地図は16ページです。申請人は、熊本市中央区で不動産業等を営む法人であり、申請地は、周辺に住宅地が広がっており、国道3号線と県道14号線に近く交通の利便性も



高く、住環境に適した地域であると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域内にあるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号9番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしと言うことで申請番号9番については承認をいたします。次に申請番号10番について確認委員の松下委員ですが、本日はご欠席ですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号10番について説明いたします。地図は17ページです。申請人は、新開町の宗教法人ですが、近年大型バスでの参拝が増えたことから、参道入り口付近での渋滞防止のために駐車場敷地の拡張を考えたところ、申請地が、境内地に隣接しており適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地に該当すると思われませんが、不許可の例外である既存敷地の拡張に当たるため許可は可能と思われれます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号10番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしと言うことで申請番号10番については承認をいたします。次に申請番号11番について確認委員の鎌賀副会長から説明をお願いします。

鎌賀副会長 申請番号11番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われれます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 11 番について説明いたします。地図は 18 ページです。申請人は、熊本市南区に本社を置き、太陽光発電等環境対策のための電気機器の販売及び施工業等を営む法人であり、申請地が日当たりもよく周辺農地への影響も少ないことから、太陽光発電設備の設置に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、住吉駅からおおむね 500m 以内にある農地であり第 2 種農地と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 1 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしと言うことで申請番号 1 1 番については承認をいたします。次に申請番号 1 2 番について確認委員の鎌賀副会長から説明をお願いします。

鎌賀副会長 申請番号 1 2 番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号 12 番について説明いたします。地図は 19 ページです。申請人は、網津町に居住する個人で、経営する運送会社の事業拡張に伴い、資材置場が不足したため、新しく土地を探していたところ、父の所有する土地が、現在使用している資材置場に近く、国道や市道に近接しており利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地の一部はすでに造成しており、駐車場として使用していたため、始末書添付の案件です。申請地は、網津支所からおおむね 300m 以内にある農地であり第 3 種農地と思われます。以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 1 2 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしと言うことで申請番号12番については承認をいたします。次に申請番号13番について確認委員の加悦委員から説明をお願いします。

加悦委員 申請番号13番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 請番号13番について説明いたします。地図は20ページです。申請人は、下網田町に居住する個人で、経営する会社の駐車場及び資材置場が不足したため、新しく土地を探していたところ、申請地は、現在使用している駐車場に隣接しており利便性がよいと考え、今回の転用申請となりました。申請地は、網田駅からおおむね300m以内にある農地であり第3種農地と思われます。以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。申請番号13番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしと言うことで申請番号13番については承認をいたします。次に追加議案の申請番号14番について事務局から説明をお願いします。

事務局 追加議案でございます。本日配布しております資料2をご覧ください。申請番号14番について説明いたします。地図は裏面です。申請人は、城塚町に居住する個人で、運送業事業におけるトラック駐車場が不足したため、新しく土地を探していたところ、申請地は父親の所有する土地であり、使用貸借することに同意が得られたため、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地の1及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると判断しました。以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。申請番号14番について委員さんのご意見はありませんか。

関委員 確認委員はどなたになりますか？

事務局 確認委員は境会長です。

議長 ほかにご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 以上、議案第27号について14件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に、議案第28号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。22ページの73番から76番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。4件すべてが現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。つぎに⑥番につきましては、農業公社を介した農地の売買案件で、熊本県農業公社から農地の購入予定者へ農地を売り渡すものです。次に24ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の合計が14,664㎡となっています。次に25ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第8回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が26万3,625.39㎡、所有権の移転は24,080㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第28号について承認します。次に報告第9号「農地の許可不要届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。27 ページをお開きください。地図は 28 ページになります。番号 1 番，届出農地，転用者，届出理由，所有者は議案書記載のとおりです。防災広場の駐車場整備のための転用になります。これは，農地法施行規則第 53 条第 5 号において，「地方公共団体がその設置する道路，河川，堤防，水路若しくはため池又はその他の施設で土地収用法第 3 条各号に掲げるものの敷地に供する場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので，報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので，報告第 9 号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。  
無い様ですのでこれをもちまして，議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして第 8 回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 加悦 雅浩 印